

平成 27 年度 第5回在宅医療の勉強会要点

平成 27 年 1 1 月 1 9 日 (木)

テーマ	在宅における訪問歯科診療の実際
講師	犬山扶桑歯科医師会 青木歯科医院 青木義忠 氏
知識	<p>〈歯科訪問診療における基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科訪問診療の対象者は、在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者。</li> <li>・ 訪問診療可能な地域は、保険医療機関から 16km 以内。</li> <li>・ デイサービス、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所療養介護（ショートケア）に通所、入所している患者や、歯科口腔外科等のある病院等への歯科訪問診療は認められない。</li> <li>・ 例外もあるので訪問歯科診療を受けようとする医療機関におたずねください。</li> </ul> <p>〈平成 26 年度訪問歯科診療の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔ケアの需要が高まっている傾向（ここ 2～3 年）</li> <li>・ 70 歳以上の患者が多い</li> </ul> <p>→潜在的には利用したい人はまだまだいるのでは？</p> <p>〈訪問歯科診療における歯科衛生士の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主治医の歯科医師の指導のもと、指導や診療を行う。</li> <li>・ 介護者にブラッシングの大切さ、口腔内や義歯の清掃の重要性の説明を行う。</li> </ul> <p>→励みになる言葉で暖かく指導する。</p> <p>〈訪問歯科診療の依頼方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬山扶桑歯科医師会では、訪問歯科診療申込書を作成。 基本は、かかりつけ歯科医師に相談することとしているが、<u>かかりつけ歯科医師がいない場合、訪問歯科診療の窓口担当となる歯科医師に FAX で連絡する。</u></li> <li>・ 尾北歯科医師会では、訪問歯科診療依頼書を作成。 <u>依頼は、各地区担当者へ FAX で申し込む。</u></li> </ul> <p>〈他職種との連携〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抜歯等の治療に入る前に、主治医から事前情報を得る。</li> <li>・ ケアマネジャーに歯磨きの必要性を理解してもらい、介護サービスの中で歯磨きの注意をしてもらう。</li> <li>・ 家族等介護者にも口腔ケアの大切さを理解してもらう。</li> </ul> <p>〈舌苔について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事や会話など機能運動による自浄作用で過剰な汚れの沈着や細菌の繁殖がみられないのが一般的。</li> </ul> <p>→舌の機能的運動低下、唾液分泌量の低下などにより自浄作用が低下すると、口臭などにつながる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舌苔の除去方法として、舌ブラシなどの専用のケア用品でブラッシングする。 →1回のブラッシングで除去しようとはしないこと。</li> <li>→1日に1回ないし2回程度でブラッシングする。舌の奥から手前に向かってブラッシングをする。</li> <li>・斑に白色や灰色などに見える「白板症」という前がん病変の場合もある。 →可能であれば、専門医への受診を。</li> </ul>
コスト	<p>〈訪問歯科診療で加算される費用〉</p> <p>自己負担分は、記載の金額に負担割合をかけた金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科訪問診療料 診療時間20分以上 同一建築物居住者以外の場合 8,660円 診療時間20分以下 1,430円</li> <li>・歯科訪問診療補助加算 同一建物居住者以外 1,100円 同一建物居住者 450円</li> <li>・在宅患者等急性歯科疾患対応加算 同一建物居住者以外 1,700円 同一建物居住者 550円</li> <li>・介護予防居宅療養管理指導費（介護保険利用者） 歯科医師によるもの 同一建物居住者以外 5,030円 同一建物居住者 4,520円 歯科衛生士等によるもの 同一建物居住者以外 3,520円 同一建物居住者 3,020円</li> <li>・歯科疾患在宅療養管理料（施設利用者 ※特養、老健、歯科のない病院） 在宅療養支援歯科診療所の場合 1,400円 ※在宅療養支援歯科診療所とは、在宅又は社会福祉施設等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所。東海北陸厚生局へ届出が必要で、施設基準を満たしていること。 口腔機能管理加算 500円 在宅療養支援歯科診療所以外の場合 1,300円</li> <li>・訪問歯科衛生指導料 3,600円、1,200円</li> </ul>
事例紹介	<p>〈82歳 男性のケース〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院後、通院が途絶えていたが、妻の依頼により往診開始。</li> <li>・歯周病が悪化、抜歯や義歯の修理での対応 →口腔ケアを行うことでの歯周病等の進行を予防する 義歯を飲み込まないように注意が必要</li> </ul>
質疑応答	特になし

備考

犬山扶桑歯科医師会及び尾北歯科医師会が、訪問歯科診療申込書（依頼書）を作成しましたので、ご活用ください。

《訪問歯科診療の依頼窓口》

【連絡先：犬山、扶桑】

\*犬山・扶桑地区は基本かかりつけ歯科医師に相談

\*かかりつけ歯科医師がない、かかりつけ歯科医師が訪問歯科診療を行わない場合以下窓口に FAX で連絡してください。

・犬山地区窓口 キトウ歯科医院 ☎0568-62-2580 FAX 0568-62-9730

・扶桑地区窓口 大藪歯科医院 ☎0587-93-8118 FAX 0587-93-9815

【連絡先：江南、岩倉、大口】

・江南地区窓口 すずき歯科 ☎0587-81-5234 FAX 0587-81-5235

・岩倉地区窓口 いわくら駅前歯科 ☎0587-66-8118 FAX0587-66-8228

・大口地区窓口 オーシマ歯科 ☎0587-95-6166 FAX0587-95-6174

※ 依頼は各地区担当者にFAXで申し込んでください。